

## 注意事項

- 「工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品・役務等」で、複数の登録をする場合は、「商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」・「納税証明書」・「印鑑証明書」の提出は1部のみでかまいません。
- 「工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品・役務等」で受任者が同じ場合は、委任状の提出は2部でかまいません。その場合、右上の該当する全ての欄に○印を記入してください。
- 使用印鑑届は、使用印を設定しない場合は提出不要です。
- 受領証及び委任状等の返信書類用の封筒を、必ず同封してください。返信用封筒（長形3号）は、返信先を記入し郵便切手（84円切手）を貼付してください。
- 騒音、振動、日照、水質、アスベスト、ダイオキシン、漏水調査は「役務の提供」での登録となりますのでご注意ください。
- 「測量・コンサルタント等」と「役務の提供」の不動産鑑定については、区分けしています。用地買収や工事施工といった「建設工事が発生する」ものは「測量・コンサルタント等」、公共用地の売却や賃借料算出といった「建設工事と無関係」なものは「役務の提供」となります。